

会員規程

2010年9月18日臨時總會承認
改定 2018年6月9日定時社員總會承認

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 会員は次の2種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第3条 この法人に入会を希望する個人又は団体は、この法人の目的に賛意を表し、所定の入会申込書を会長に対し提出しなければならない。

2 社員会員の入会及び一般会員から社員会員への種別の変更は、会長に対し提出し理事会の承認を受けなければならない。

(権利)

第4条 社員会員及び一般会員は、この法人の事業に参加することができる。

- 2 社員会員は、社員總會における議決権を有する。
- 3 社員会員は、理事及び監事の選挙権並びに被選挙権を有する。

(会費)

第5条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 社員会員 年額1万円以上の任意額。
 - (2) 一般会員 年額5千円以上の任意額。ただし、18歳未満の者は年額2千円以上の任意額。
- 2 前項に定める会費のうち、用途を特定しないで徴収した会費については、少なくともその2分の1以上を定款第4条第1項に定める事業のうち公益目的事業に充てなければならない。

(会費等の不返還)

第6条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

(任意退会)

第7条 社員会員及び一般会員は、その旨を会長に届け出ていつでも任意に退会することができる。

(除名)

第8条 社員会員の除名は、定款第9条の定めによる。

- 2 一般会員がこの法人の名誉又は信用を傷つける行為をしたときは、理事会の決議によって当該一般会員を除名することができる。
- 3 前項の場合、当該一般会員には理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 社員会員資格の喪失は、定款第10条の定めによる。

- 2 一般会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第5条に規定する会費を2年以上滞納したとき
 - (2) 当該一般会員が死亡し、又は解散したとき

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経るものとする。

付則

(施行期日)

第1条 この規程は、公益社団法人設立の登記の日(2011年4月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条 第5条第1項2号に定める一般会員 年額5千円以上の任意額は、2003年3月以前からの会員については当分の間年額3千円以上の任意額とする。